

自治会長連絡協議会

上之郷地区会長

佐賀 淳 様

御嵩町長 渡邊



令和3年9月7日付け上之郷地区自治会からの要望書 (町主催による住民説明会の早期開催) における 疑問点に対する回答について

標記につきましては、令和3年9月24日付け御住ふ第19号35にて、町として住民説明会の開催準備を進めてまいる旨の回答をしたところです。

今般、令和3年11月14日に、上之郷小学校体育館にて、「リニア中央新幹線建設工事で発生する要対策土に関する町長と上之郷地区住民との意見交換会」を開催したところ、当該要望書に記載してある「3. 疑問点」については、別途文書で回答してほしいという要請がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

【発生土置き場候補地選定について】

問1 JR東海の説明は、なぜ美佐野地区ありきなのか。

発生土置き場の候補地については、県からの照会に対し、町として、平成25年1月に、美佐野地区の南側にあるゴルフ場の開発予定地であった町有地のエリア（約7ha）を候補地として回答しました。その後、地元地権者組合からの要望に基づき、美佐野地区の北側にある主に民有地のエリア（約6ha）を、2か所目の候補地として、平成27年10月に県へ回答したものです。

問2 一般町民に先駆け、対象を限定（町幹部・町議員・周辺住民）して行われた説明会で何が話し合われ、町としてどう対応してきたのか。

JR東海からは、今後、要対策土の発生土置き場について、町民に対する説明会を開催する前に、まずは、役場へ事前に説明及び相談したいという申出がありました。かつて、町におきましては、産廃計画が町民に一切公表されることなく、役場と業者のみで、物事が進められていたのではないかという疑念を持たれたことがありました。したがって、町としましては、今回の発生土置き場計画については、同じ轍を踏まないよう、JR東海からの要請については、町執行部だけではなく、町民の代表である町議会議員全員同席のも

とで説明を聞いてきたところです。また、JR東海からは、発生土置き場候補の地元である美佐野地区での説明会を優先して開催したという趣旨と聞いており、対象を限定しているということではありません。

問3 十分な年月（平成26年～）があった中で、候補地の選択肢を広げる可能性を町や県は検討したのか。

町としましては、県からの照会に基づき、ゴルフ場の開発予定地だった町内2か所を、町の判断で候補地として回答したものであることは先のご質問にお答えしたとおりです。なお、県の動きにつきましては、町としては承知しておりません。

問4 JR東海の候補地提案を断る不利益が御嵩町にはあるか。

発生土置き場の候補地につきましては、町として、ゴルフ場の開発予定地だった町内2か所を回答したところです。仮に、町が発生土置き場候補地をお断りした場合には、町内にある建設発生土を町の外へ搬出することになりますが、搬出に伴って、例えば、かなりの台数の大型ダンプトラックが町内を往来することや、粉塵、排ガス等による生活影響の悪化が想定されます。また、御嵩町から出た土を、他の市町が受け入れていただけなのか、疑問が残るところです。

【発生土置き場管理の安全性】

問5 JR東海から先行説明を受けている町は、安全性をどう評価しているか。

8月に、町長と地盤工学、土壌環境及び水質環境に係る専門家との意見交換を行いました。意見交換は、主に、盛土構造の安全性や要対策土の2重遮水シートによる封じ込め工法の妥当性や水質のモニタリング方法等の安全管理に関する内容です。令和3年御嵩町議会第3回定例会での町長答弁や、令和3年10月号ほっとみたけでの町長月記にも記載がありますが、これにより町長として一定の理解と納得ができたところです。

問6 専門知識がない町民は、安全性をどう評価すればよいか。

JR東海からは、発生土置き場候補地の測量や地質調査、設計を進め、詳細な計画を検討すると聞いています。また、来春には、町民全体向けの詳細な説明会を開催する予定であるとも聞いています。専門知識がない町民の皆様や、安全性の判断に疑問がある町民の皆様はぜひ、JR東海の説明会にご出席いただき、ご不明な点はJR東海へ聞いていただきたいと考えています。町としましては、町民の皆様は、正しい知識・理解を深めていただけるように、JR東海にはわかりやすい説明を求めてまいります。

問7 対策土の管理についてJR東海は、『具体的な計画について、学識経験者による委員会審議/県の環境部と協議決定』と説明するが、町民不在のこの決定が町に及ぼす影

響はないか。

J R東海からは、来春に町民全体向けの詳細な説明会を開催する予定と聞いており、町民不在で計画が決定されることではありません。また、町としましても、町民の代表である町議会議員と一緒に、対策土を受け入れるためには、どのような対策が必要であるかについて、J R東海と協議してまいります。11月14日の意見交換会において、いただいた町民の方々からの様々なご意見等も参考にしながら、J R東海との協議を進めてまいります。

問8 豪雨により各地で自然災害が多発する現在、より高度な安全が必要とする考えはあるか。

町としましては、町民の安心・安全の観点から、安全対策に万全を期すことは当然であると考えております。静岡県熱海市で起きた大規模な土石流被害は、ルールを無視した盛り土に原因があったのではないかと聞いており、日本における全ての盛り土が危険であるということではありません。美佐野地区で計画されている発生土置き場については、J R東海におきまして、県に対し環境影響検討の手続きのほか、県の埋め立て条例に基づく協議をされると聞いており、町としても注視してまいります。

【被害発生の事前想定】

問9 天災人災に限らず「絶対な安全」が揺らぐ時代の中にあって、安全性確認の裏側にある万一で最大の被害想定は町として事前に検討しておく必要があるのではないか。
(水質汚染による農業なら水域範囲や収穫高に基づく金額、年数、風評被害など)

ご指摘のとおり、危機管理の基本は、最悪の事態を想定し、対策を講じることが重要です。ご要望の内容は真摯に受け止めてまいります。

問10 J R東海の信用は高いが、完全に民営化された私企業で、各地に発生土置き場を有し、御嵩町同様の設置計画を持つ事業者であって、コロナ禍の今期は2期連続して大幅な赤字を予想する会社の将来に亘る保証能力に対して検討したか。

町としましては、J R東海の経営を検証する立場にはないと考えております。

問11 万一発生土置き場に起因した被害があれば 因果関係を被害者が立証しなければならず、この場合の想定において町の役割と責任として町民に何ができるのか。

仮に、万一、発生土置き場が起因と思われる被害が発生した場合には、町としましても、J R東海に対しまして因果関係の究明を求めてまいります。その結果、発生土置き場が原因であると認められた場合には、当然、J R東海が補償すべきものと考えております。

【県や期成同盟会を含めた関係】

問 12 発生土置き場選定にあたって、町、事業者、県、期成同盟会の責任や役割は。

繰り返しとなってしまいますが、現在の発生土置き場候補地である美佐野地区については、ゴルフ場の開発予定地だった2か所を、町が候補地として回答したものです。なお、県期成同盟会としましては、JR東海に対しまして、建設発生土の処分に関し、法令に基づいた手続きの実施、工事の安全対策、沿線自治体、住民に対する丁寧な説明及び情報提供について要望を行っているところです。

【現在の候補地が今後の確定可否に至る流れ】

問 13 どこが（候補地の）決定機関か。

決定機関という意味合いが分かりかねますが、発生土置き場については、JR東海からの提案に基づき町として決定するものです。なお、町有地をJR東海へ売払いする場合には、条例（御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例）の規定に基づいて、町議会の議決が必要となります。

問 14 何を論点として可否を判定するのか。

発生土置き場につきましては、どう「安全性」を確保するか、が最も重要な論点であると考えています。具体的には、法面勾配や排水設備などの「盛土の安全性」及び対策土の封じ込め工法やモニタリングの計画などの「対策土の安全管理」、万が一の重大な事故があった場合に取りべき措置などが考えられます。

問 15 いつまでにどういう経過を辿るか。（スケジュール）

現在JR東海におきましては、測量や地質調査、設計を進め、詳細な計画を検討すると聞いております。また、JR東海からは、来春には、町民全体向けの詳細な説明会を開催する予定であると聞いています。町としましては、JR東海からの詳細な計画を聞いたうえで、先ほど申し上げた、「盛り土の安全性」や「対策土の封じ込めの安全性」など、安全性の確保の観点から、JR東海と協議してまいりたいと考えております。

問 16 その間に町民の意向をどうやって吸い上げ集約するか。

来春以降にJR東海による住民説明会が開催予定です。町としましても、当該説明会には参画する予定にしております。この説明会においては、質疑応答の時間をできるだけ多く取る、町民の皆様の意見を述べていただく機会を出来るだけ多く作るなど、町民の皆様の意向を広く聞くことができる機会・場となるよう工夫してまいります。

担当 企画課（内線2221）